

維持管理要領書

この度は、琉設小型合併処理浄化槽RS-KD型をお買いあげ頂き、誠にありがとうございます。

この「維持管理要領書」をよくお読みになり、正しい維持管理を行ってください。

目次



1. 使用者への説明	2
2. 維持管理及び法定検査について	4
3. 浄化槽をご使用する前に設置者の方へのお願い	5
4. 使用開始時の確認及び運転調整	6
5. 日常の保守点検	10
6. 清掃内容	14
7. 汚泥移送装置の利用について	16
8. クレーム等の処理体制	17

！ 注意

維持管理要領書に出てくる警告、注意表示の部分、浄化槽の維持管理を行なう前に注意深くお読みになり、よく理解してください。

浄化槽の維持管理にあたっては、この維持管理要領書の中に記載されている警告・注意表示事項をよくお読みになり、安全を心がけてください。絵表示は、それぞれ次のような意味を表しています。

絵表示について

 警告	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が死亡または重傷を負う危険が想定される内容を示しています。
 注意	この表示を無視して誤った取り扱いをすると、人が傷害を負う危険及び物的損害の発生が想定される内容を示しています。

警告

消毒剤による発火、爆発、有害ガス事故防止

消毒剤は強力な酸化剤です。消毒剤の取扱説明書に従ってください。

消毒剤には塩素系の無機、有機の二種類があります。

これらを一緒に入れないでください。

これらの注意を怠ると、発火・爆発・有害ガスを生ずる恐れがあります。

作業中の酸欠などの事故防止

槽内に入る場合は、必ず酸素濃度・硫化水素濃度を測定し、その安全性を確かめてください。

また、槽内で作業するときは、常に換気をしてください。

これらの注意を怠ると、人身事故（死亡事故）の生ずる恐れがあります。

金属類の腐食事故防止

浄化槽に入れる消毒剤は、浄化槽を使用開始するまでは開封しないでください。

これらの注意を怠ると、消毒剤から塩素ガスが発生し空気中の水分と反応し、塩素を生じ、

このため金属類を腐食する恐れがあります。

注意

マンホール・点検口などからの転落・傷害事故防止

作業終了後、マンホール・点検口などの蓋は、必ず閉めてください。また、ロック機構のあるものは、必ずロックしてください。

マンホール・点検口などの蓋のひび割れ・破損など異常を発見したら、直ちに置き替えてください。これらの注意を怠ると、転落・傷害の生ずる恐れがあります。

感電・発火・巻き込まれ事故防止

ブロワ・操作盤の近く（約50cm）には、ものを置かないでください。

電源コードの上には、ものを置かないでください。

これらの注意を怠ると、感電・発火の生ずる恐れがあります。

留意事項

コンセントの感電・発火事故、点検口などからの転落・傷害事故防止

電源プラグは、ほこりが付着していないか確認し、がたつきのないように刃の根本まで確実に差し込んでください。ほこりが付着したり、接続が不完全な場合には、感電や火災の生ずる恐れがあります。

作業終了後、次の事項を確認してください。

マンホール・点検口などの蓋の閉め忘れはないか。

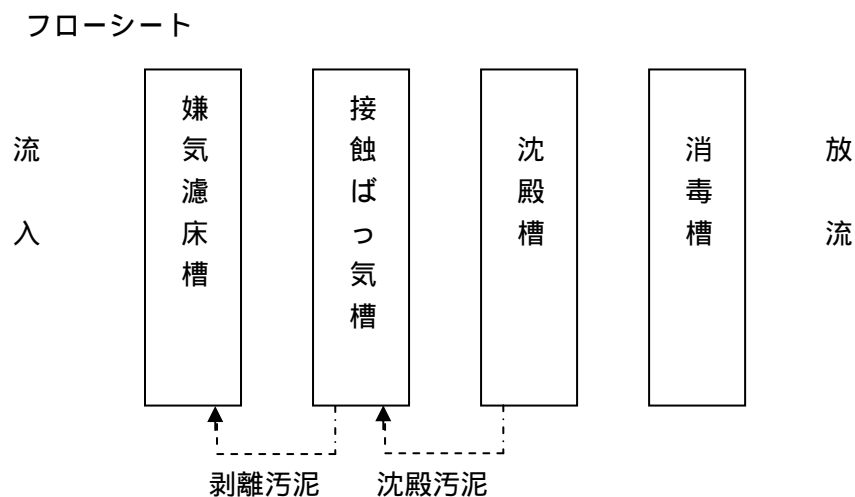
電源は入れたか。

送風機・制御盤の近くにもものは置いてないか。

保守点検の技術上の基準・清掃の技術上の基準などの諸法令を確実に守って維持管理をしてください。

1 . 使用者への説明

1 - 1 . 浄化槽のしくみ



本浄化槽は嫌気濾床槽、接触ばっ気槽、沈殿槽、消毒槽から構成されています。

し尿を含めた厨房、浴室及び手洗排水等の生活系の排水を一括して処理します。

汚水はまず嫌気濾床槽に流入します。嫌気濾床槽では、流入汚水が滞留する間にトイレtpーパーや沈殿可能な固形物が沈殿分離し、分離した汚水は次の接触ばっ気槽に移流して、生物酸化処理を受けます。接触ばっ気槽は、本方式の中心をなす設備で、汚水は槽内の水面下に充填された接触材の上に生育する好気性生物膜にばっ気によって積極的に接触させることにより、汚濁物質を吸着、分解させる設備です。

接触ばっ気槽は好気性の生物反応槽で、汚水が生物酸化されるにつれて反応生成物である生物膜が形成し、しだいに肥厚します。これらの生物膜は、逆洗装置による強制剥離操作や自然の剥離作用で接触材から脱落して処理水中に混入して流出するため、最終的な仕上工程として沈殿槽で処理水と剥離汚泥等を沈殿分離させます。

上澄水は、消毒槽にて塩素消毒したのち放流します。

1 - 2 . 浄化槽設置申請手続き

浄化槽を設置するときは事前に届出が必要です。

これは浄化槽について、規模、処理方式、構造、工事が完全に行なわれているか、などのチェックをするためであり、手続きを怠ると、設置者は懲役や罰金に処せられますのでご注意ください。

家屋の新築・改築に伴う浄化槽の新設は、確認申請書に必要な書類を添えて設置場所の特定行政庁（管轄市（区）役所、又は地方事務所の建築課など）に提出し、家屋と一緒に確認を受けなければ施工できません。

また、浄化槽だけを設置する場合は、浄化槽設置届を都道府県知事、または保健所を有する市長に提出することになっています。この手続きや、書類は都道府県（市）によって多少異なります。詳しい内容は最寄りの市役所、保健所、または、浄化槽協会あるいは当社の営業所などにお問合せください。また、設置完了後の竣工検査または保守点検業者への引き継ぎ等については、申請の時点で配慮する必要があります。無届での浄化槽設置は固く禁じられており、法律により罰せられたり、清掃に際して清掃料金の一部を補助金として交付している市町村の場合は、この補助金の交付が受けられなくなる場合もありますので、届出が為されているか否かを必ず確認してから着工することが必要です。

また、浄化槽法では、使用開始後6ヵ月を経過した日から2ヶ月間以内に行う水質検査（7条検査）、また、毎年1回行う水質検査（11条検査）を受けなければなりません。

1 - 3 . 維持管理の必要性

維持管理という用語の意義は、浄化槽法において定められている、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃の両者を併せたものをいいます。

浄化槽管理者には、法の定めるところにより、次の義務が課せられています。

使用開始の報告 浄化槽の保守点検 浄化槽の清掃 水質に関する検査
をしなければなりません。

浄化槽管理者は、浄化槽の維持管理を、法の定めるところにより、資格者に委託することができます。保守点検は、専門の技術を要しますので、管理契約を結んでください。

2 . 維持管理及び法定検査について

2 - 1 . 保守点検の目的

保守点検とは「浄化槽の点検、調整またはこれに伴う修理をする作業」をいい、浄化槽の作動状況、浄化槽全体の運転状況、各单位装置の流出水の水質や汚泥の蓄積状況等を調べ、異常や機器の故障を早期に発見し、予防の処置を講ずる作業です。

保守点検は環境省令で定める「保守点検技術上の基準」及び「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」に従って行われなければなりません。

2 - 2 . 保守点検の回数

項 目	頻 度
保 守 点 検	4 ヶ月に 1 回以上

備考

地域（都道府県浄化槽協会）により処理機能の安定化のため、上表の回数以上の保守点検回数を定めている場合があります。

浄化槽に補充できる消毒剤の貯留日数が最低2ヵ月間ですから、上表の保守点検回数では薬切れを起こす恐れがあるため、消毒剤のみの補充を追加する場合があります。

2 - 3 . 清掃

清掃とは「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等を引き出し、その引き出し後槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、清掃等を行う作業」を言い、浄化槽の使用に伴い発生する汚泥、スカム等を槽外へ引き出し、槽及び機器等を清掃する作業で浄化槽の機能を長期にわたって維持するために不可欠な作業です。

清掃は、環境省令で定める「清掃技術上の基準」及び「小型合併処理浄化槽の維持管理ガイドライン」に従って行われなければなりません。

項 目	頻 度
清 掃	1 年に 1 回以上

2 - 4 . 法定検査

浄化槽は保守点検、清掃のほか、環境大臣または都道府県の指定検査機関により、水質に関する検査を受けることが義務づけられており、第 1 回目の検査は通常「7 条検査」といわれ、使用開始後 6 ヶ月後から 2 ヶ月以内に行うことになっています。

（浄化槽法第 7 条による検査、BOD など 8 項目）

2 回目以降の検査は通常「11 条検査」といわれ、毎年 1 回行うことになっています。（浄化槽法第 11 条による検査、pH など 4 項目）

項 目	頻 度	
法定検査	7 条検査	浄化槽使用開始後 6 ヶ月から 8 ヶ月の間に実施
	11 条検査	毎年 1 回実施

3 . 浄化槽をご使用する前に設置者の方へのお願い

3 - 1 . 台所使用の際のお願い

- ・ 台所での調理くず・油等はできるかぎり回収し、排水と共に排出しないようお願いします。また、食器等の洗いに使用する洗剤は多量に使用しないで下さい。

3 - 2 . 洗濯の際の注意

- ・ 洗剤の使用量はメーカー指示量でお願いします。
- ・ りんを含む洗剤はできるかぎり使用しないで下さい。りんは富栄養化を促進する原因物質です。
- ・ 漂白剤を多量に使用しないで下さい。浄化槽内の微生物が死滅し、浄化機能が損なわれます。

3 - 3 . トイレを使用する際の注意

- ・ トイレットペーパーは水洗トイレ専用のものを使用してください。溶けにくい紙、衛生用品などを流さないでください。
- ・ トイレ使用後は、必ず洗浄水を流してください。水量はおおむね大便器で15 / 回程度、小便器で5 / 回程度流してください。

3 - 4 . トイレ及び風呂場の清掃の際の注意

- ・ 便器の清掃は塩酸、殺虫剤などの薬品類は絶対に使用しないで下さい。便器の清掃は、ぬるま湯を使用して行なってください。
- ・ 風呂場の清掃の際、カビ落とし剤などをできる限り使用しないでください。もし、使用する場合は流れないようにし、清掃後布等で拭き取ってください。

3 - 5 . 送風機の電源

浄化槽には、空気を送る送風機が設置してあります。空気を必要とする微生物の働きにより浄化をしておりますので、絶対に送風機の電源を切らないでください。

3 - 6 . 消毒剤

消毒剤は切らさないようにしてください。固形消毒剤を使用していますので補充は簡単にできます。但し、消毒剤の取扱いは注意してください。

4 . 使用開始時の確認及び運転調整

4 - 1 . 浄化槽の型式の確認

接触ばっ気槽のマンホールカラーに貼られている人槽ラベルで、建築確認で届出されているものと相違ないことを確認してください。

4 - 2 . 浄化槽周辺の状況の確認

本体、送風機、流入管渠、放流管渠、水道メーター、臭突、スラブ、マンホール、屋外給水栓および屋外コンセントなどが設置されている場所の周辺を観察し、保守点検および清掃作業に支障が生じないような状況かどうか確認してください。

また、浄化槽のマンホールや流入および放流管渠の点検升について、雨水の流入の恐れがないことを確認してください。

4 - 3 . 浄化槽内の状況の確認

浄化槽のマンホールを開き、管理作業性、水平の保持及び破損あるいは変形等の確認をしてください。

まず、槽内壁に示されている水準目安線、流入管底、流出管底、越流ぜき等と各槽内の水位の関係を調べ、槽の水平、高さが正常に保持されているかを確認します。このとき、槽内の水位と地表との距離およびマンホール等から観察できる水面の範囲を調べ嵩上げ工事等適切な方法で施工されているかを確認してください。

次に目視により、槽内壁、隔壁、各種配管、その他内部設備について破損あるいは変形等の有無および腐食の発生状況を確認してください。なお、このとき槽内に土砂などが堆積しているか否かを確認し、堆積量が多い場合には土砂類を除去します。

4 - 4 . 送風機の稼働状況の確認

送風機を稼働させ、送風機本体および空気配管における異常な振動、騒音、空気漏れの有無を確認してください。配管の接続部分については、石けん水をかけるなどして調べてください。

4 - 5 . 接触ばっ気槽のばっ気攪拌状況の確認

散気装置から排出された気泡が偏りなく接触ばっ気槽の水面のほぼ定位置に均等に吹き上げているか確認してください。また、接触ばっ気槽のばっ気攪拌に伴って沈殿槽内に水の動きが生じていないか確認してください。

4 - 6 . 逆洗装置の機能の確認

逆洗弁を開いた後、散気弁2箇所を閉じて気泡の発生状況から、接触材充填部分全体を均等に逆洗することができるかどうか確認してください。

4 - 7 . 汚泥移送装置の確認

散気弁2箇所およびエアリフト弁を開いた後、逆洗弁を閉じて移送装置の稼働状況を調べます。まず、エアリフト弁を回転させて、エアリフトポンプへの送風量を調整し汚泥調整装置のシャッターをスライドさせることにより、移送水量の調整が出来るかどうか確認してください。

つぎに、移送管の管底と移送先の嫌気濾床槽第一室の水位が上昇しても容易に逆流しないことを確認してください。

4 - 8 . 流入および放流管渠における水の流れ方の状況の確認

流入および放流管渠に設けられている全ての点検口を開け、つぎのようなことを確認します。

流入管渠と建物内からの汚水の排出管との接続点を調べ、生活排水以外の特殊な排水（ボイラー排水、クーラー排水、プール排水および温水給湯器排水等）や雨水などの流入がないことを確認してください。

施工終了後に、管渠内の清掃が行なわれているか否かを確認してください。（ゴミ、こぼしモルタル、木くず、セメント袋およびビニール袋などの有無）

建物内へ臭気が逆流し難いようになっているかの確認をしてください。建物内の各排水管系統について防臭トラップの有無を調べ、防臭トラップがない場合には、弁内に臭気が建物内へ逆流しない構造のものを設ける必要があります。

配管と弁、あるいは本体との接続状況を確認します。

流入管渠の途中にポンプ槽が設けられている場合、ポンプ類のレベルスイッチあるいは、電極棒の管理が容易に行えるかを確認します。ついで、建物から排出される汚水量の時間変動は調整できないかあるいは、ある程度調整できるようになっているかを確認します。さらに、設計仕様書などを調べ、ピーク水量の計画値およびポンプの計画揚程と実揚程の違いなどを確認します。

放流管渠の途中にポンプ槽が設けられている場合、ポンプ類のレベルスイッチの管理性および設計仕様書などを調べ、ポンプの能力を確認します。

放流管末端の開口部の管底と放流先の水面との距離（落差）を調べ、通常の状態放流先からの逆流が生じない状況かどうかを確認してください。とくに、放流先が道路側溝の場合には、雨水などが逆流し易いので注意してください。

建物にもっとも近接した点検口（浄化槽本体からもっとも離れた点検口）から水を流し（5人槽の場合、20～60程度）、流入および放流管渠内の水の流れ方の状況を目視によって確認します。

4 - 9 . 臭気対策の確認

臭突の開口部の位置が窓等の開口部から離れているか、風向き等の考慮がなされているか、風通しの悪い位置に設置されていないかなどを確認してください。なお、臭突が設けられていない場合は、接触ばっ気槽における散気後の空気が放流口側になっているか確認してください。

4 - 10 . 浄化槽上部の利用状況の確認

浄化槽の上部が物干し、花壇あるいは駐車場などに利用されていないかを確認してください。とくに、駐車場に用いられる場合、設計計算書や工事用図面（基礎工事に関する記録等）などを参考とし、車の重量に対応した施工（スラブ厚、鉄筋、マンホール蓋など）となっているかを確認してください。なお、上屋付きの車庫の場合には、必ず臭気対策を実施する必要があります。

また、浄化槽をピット内に設置している場合には、ピット内に雨水や土砂が入ることがないか、ドレーンが詰まっていないか、管理作業上問題はないかなどを確認してください。

4 - 11 . 種汚泥の添加

嫌気性菌は、好気性菌に比べて馴致期間が長く、その間、悪臭を発生しやすいため馴致期間を短縮するための種汚泥の添加をおすすめします。

種汚泥の添加については、下の表を参考にしてください。

単位装置 項目	接 触 ば っ 気 槽	嫌 気 濾 床 槽
汚泥の種類	合併処理浄化槽の好気性処理過程内の汚泥。入手が困難な場合は、市販のシーディング剤あるいは土壌中の菌などを用いる。	嫌気性汚泥としては、屎尿処理場の嫌気性消化汚泥、浄化槽の汚泥濃縮貯留槽や汚泥貯留槽の汚泥が適している。入手が困難な場合は、市販の(通性嫌気性細菌入りの)シーディング剤を用いる。
添加場所	接触ばっ気槽	嫌気濾床槽第1室
添加濃度	100～200mg/程度を目安とする。	200～500mg/程度を目安とする。
添加時間	使用開始時よりも、使用開始後数週間経過した時の方が望ましい。	

4 - 12 . 運転開始

浄化槽にピーク水量の計算値（200～300 /hr程度）を流入させ、各単位装置間の水

の流れ方を確認します。このとき、沈殿槽の越流ぜきにおける越流状況を調べ、均等に越流していなければ越流ぜきの調整をしてください。さらに、越流とい内の水の流れ方や越流水と消毒剤が適切に接水するかなどを確認してください。

4 - 1 3 . あとかたづけ

保守点検表に記入もれがないかを確認し、水道メーターの値も記入しておきます。各单位装置内の水位が設定の位置であること、薬剤筒に消毒剤が充填されていることおよび送風機等が稼動していることを確認後、流入、放流管渠および浄化槽本体のマンホール等を密閉します。その後、点検用具のあとかたづけや浄化槽周辺の清掃等を行なってください。

4 - 1 4 . 浄化槽管理者への報告および使用上の注意

管理者に点検結果の説明をしてください。その際、記録表を見せながら点検の結果および異常が認められた事項については、原因および対策をできる限り具体的に説明し、必要な措置を講じてもらってください。

さらに、浄化槽の正しい使い方と浄化槽管理者の義務（浄化槽法第7条および第11条による検査、保守点検および清掃の実施、記録の保存）などについて説明し、浄化槽に異常が生じた時の連絡先（電話番号等）を伝えてください。

5 . 日常の保守点検

5 - 1 . 保守点検回数

4ヶ月に1回以上とし点検項目は5 - 2、5 - 3の内容とします。

5 - 2 . 一般的事項

嫌気濾床方式を採用しているためガス（メタンが主）の発生があるので取扱いに注意してください。

項 目	管 理 の 目 安	処 置	
実使用人数の確認	設計人員以内のこと	1 . 増設する 2 . 汚泥の引き抜き回数を増やす	
上水使用水量の確認	設計水量以内のこと	水量が多い場合は増設する	
流入・流出管路の点検	汚水がスムーズに流れること 異物の付着のないこと 滞留、閉塞の有無	異物や堆積物の除去	
臭気の有無の確認	し尿臭の無いこと	マンホールや柵の蓋を密閉する インバート部の清掃 トラップ、送気管、臭気管の破損チェック 各槽運転状況チェック 逆洗、清掃	
雨水、泥の混入の確認	雨水の配管が持続されていないこと マンホールの仕上り高さが確保されていること	混入しない状態にする	
浄化槽上部、周辺の状況	槽上に物が置かれていないこと	移動する	
	管理上に危険がないこと	危険箇所を無くす	
使用者の使用状況	使用の準則を遵守していること	使用者に説明・指導する	
機 器 類			
送 風 機	ダイヤフラム	破れていないこと	交換
	エアフィルター	ホコリ等によるよごれ目詰まりがないこと	清掃
	エア漏れ	漏れのないこと	異常箇所修理
	運転状況	異常音が出ていないこと 正常に稼動（過負荷で停止しない）	点検交換（ダイヤフラム等） 配管系統調査、散気管清掃

5 - 3 . 各槽毎の保守点検事項

項 目	管 理 の 目 安	処 理 置	
嫌	流入管、移流管	異物による閉塞の有無	槽外へ除去 使用者に説明・指導
	スカム発生状況	スカム厚さの測定 ・スカムが流入管底より上のとき ・第1室のスカム量が著しく多いとき(30cm程度) ・第2室のスカム発生量が著しいとき	清掃時期 清掃時期 清掃時期
	濾材への汚泥の付着	著しくないこと	清 掃
気	汚泥の堆積状況	汚泥堆積量の測定 (濾床内、濾底部確認) ・第2室流出水中に粗大なSSの流出があるとき ・第2室の汚泥量が極端に増加したとき	清掃時期 槽底部汚泥を自吸式ポンプで第1室に移送 清掃時期 濾底部汚泥を自吸式ポンプで第1室に移送
	床	ガス発生状況	発生があること
槽	水位上昇の有無	水準目安線を基準 ・第1室の水位が汚水流入時に上昇したままの状態、時間が経過してもほとんど低下しない。または、水位が高い状態にあるとき	流出管、清掃孔の詰りの有無 確認・清掃 清掃時期
	発泡状況	発泡の有無 ・洗剤量をチェック	使用者説明指導
	害虫の発生状況	蚊、ハエ等の発生の有無	殺虫剤(防虫剤)使用
	流出水測定	水温、色相、透視度、pH	異常時には処置する(後述)

項	目	管 理 の 目 安	処 置
接 触 ば っ 気 槽	槽内液の状態	色相は透明または、灰かっ色 し尿臭、腐敗臭がないこと 溶存酸素 1mg / 以上のこと 透視度、20度以上のこと pH測定 水温測定 ・色が黒っぽく腐敗臭のある場 合はばっ気不足 ・旋回流内に黒色味のある浮遊 汚泥が見られる ・透視度の極端な変化が見られ たとき	送風機点検、実使用人数調査 逆洗時期、攪拌状態点検 汚泥移送 逆洗、清掃時期
	水流状態	水面はほぼ均一に流れ、底部に 汚泥堆積のないこと ・水流に片寄りがある ・ばっ気風量が少ない ・底部汚泥堆積がある	散気管の位置修正、バルブに よる調整 散気管清掃、空気配管点検 送風機点検、エア逃し弁調整 逆洗時期 エアリフトポンプで散気濾床 槽第1室に移送
	空気量の調整	嫌気濾床槽の機能が充分に発揮 された時（通常2～6ヵ月）空 気を逃し、ばっ気強度を弱める	エア逃がし弁操作
	ばっ気液の移送状況	ばっ気液が移流口から嫌気濾床 槽第2室に常時移送されてい ること ・ばっ気に片寄りがある	散気管の位置修正、バルブに よる調整
	接触材の生物膜の状態	目づまり現象がないこと ・目づまり状態のとき ・接触材上部の水位が異常に上 昇している	逆洗時期 逆洗時期

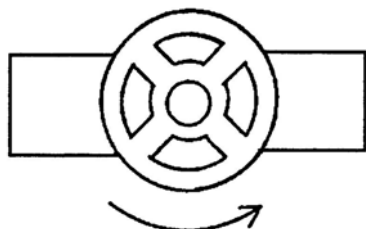
項	目	管 理 の 目 安	処 置
接 触 ば っ 気 槽	逆洗装置	移動するかの確認 ・ 弁の操作 ・ 吹き上がり状態 上記を確認するために出来れば 点検時ごとに逆洗しエアリフト ポンプを用いて剥離汚泥を嫌気 濾床槽第1室に移送する	
	浮遊物、夾雑物の混入	混入の有無	除去
沈	スカムの発生状況	スカムの有無 ・ 槽底部に汚泥が多量に堆積が ないこと	逆洗時期 自吸式ポンプを用いて嫌気濾 床槽第1室へ移送
	槽底部の堆積汚泥厚の測 定	スロット部の閉塞のないこと	逆洗時期 自吸式ポンプを用いて嫌気濾 床槽第1室へ移送
殿	越流ぜき部	付着物の有無	除去または、嫌気濾床槽第1 室へ移送
	水位	水位異常の有無 ・ 水準目安線を基準にする	異常箇所の修正
槽	流出水の点検、測定	スカムおよび汚泥の流出の有無 透視度 pH NO ₂ -N、NO ₃ -N	逆洗時期、空気量調整
消	異物の混入	混入の無いこと	除去する
	スカムおよび汚泥堆積状 況	無いこと	沈殿槽、接触ばっ気槽点検
毒	消毒剤の溶解状況	薬筒が正しい位置に保持されて いるか 越流水との接触は良好か ・ 薬筒先端部にスケール発生有 無 ・ 消毒剤のブリッジ現象はない か 消毒剤は規定量入っているか	正しい位置に修正 正しい位置に修正 スケールの除去 ブリッジをなくすか、消毒剤 の変更 補充
	残留塩素の確認	検出されること	接触位置修正

6 . 清掃内容

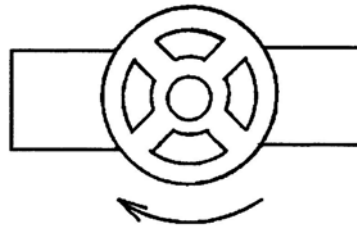
清掃は通常年 1 回行う。

項 目	作 業 内 容	注 意 事 項
一 般 事 項	送風機を停止する マンホールを取り外す 散気管、薬筒を引き上げる	エアフィルターの確認
嫌 気 濾 床 槽	嫌気濾床槽第 1 室は槽内水を全量引き抜く、嫌気濾床槽第 2 室は必要に応じて必要量引き抜く <手順> スカムを破碎し、バキュームホースにて引き抜く 濾床表面（濾材押え面）に洗浄水を使用しながらバキュームホースにて引き抜く 清掃孔内にバキュームホースを差し込み槽内水を全量引き抜く（濾材の目詰まりがある場合、洗浄水にて洗浄する） 内壁を洗浄する 水張り	棒などで乱暴に突かないこと 嫌気濾床槽第 2 室が清掃時期と判断された時は 2 室は必要量だけ引き抜く
接 触 ば っ 気 槽	逆洗作業 3 0 分後、上澄み水を嫌気濾床槽のはり水にし、底部より汚泥を全量引き抜く または、エアリフトポンプで嫌気濾床槽第 1 室へ移送する。	接触材を破損しないこと
沈 殿 槽	スカムがあればスカムを全量引き抜く 底部に汚泥があれば汚泥を全量引き抜く	満水にした際、越流ぜきの水位を確認する
消 毒 槽	槽内を洗浄し槽内水を全量引き抜く	
散 気 管	ブラシで洗い、目詰まりのないようにしたのち取り付ける	
汚 泥 移 送 装 置	水洗いを行う（汚泥調整装置も含む）	可動部を十分に洗浄する
薬 筒	ブラシで洗い、スケール等の付着物を除去する 消毒剤の有無を確認し、正常位置に薬筒を取り付ける	
水 張 り	作業後は各槽満水にする	
通 電	送風機を始動	ばっ気状態を確認する

接触ばっ気槽の逆洗方法及びエアリフトポンプ（汚泥移送装置）
逆洗時期と判断された場合、次の要領で接触材の逆洗操作を行ってください。



バルブ開
図1 バルブ開方向



バルブ閉
図2 バルブ閉方向

全開 全閉は3回転とする。ただし逆洗装置バルブは4回転とする。

バルブは散気管用（青色）、逆洗装置用（赤色）エアリフト用（白色）の3種類設置してあります。通常運転時は、散気管用バルブは「開」逆洗装置用バルブは「閉」エアリフト用バルブは「閉」の状態です。作業を始める前に、必ず図3の のシャッターが閉じられていて返送水が飛散しない状態であることを確認してください。

【操作手順】

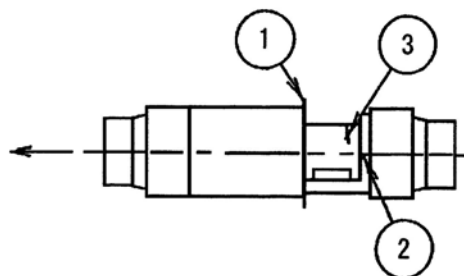
1. 逆洗装置バルブを「閉」 「開」の操作をします。
図1 参照
2. 散気管バルブを「開」 「閉」の操作をします。
図2 参照
3. 作業終了後、送風機を止める
4. エアリフトバルブ「閉」 「開」の操作をします。
図1 参照
5. 逆洗装置バルブを「開」 「閉」の操作をします。
図2 参照
6. 送風機を止めてから30分したら送風機を動かします。
7. エアリフトを用いて、接触ばっ気槽から汚泥を引き抜く
8. 作業終了後散気管バルブを「閉」 「開」の操作をします。
図1 参照
9. エアリフトバルブを「開」 「閉」の操作をします。
図2 参照
10. 散気管よりばっ気槽状態を確認してください。

7 . 汚泥移送装置の利用について

本浄化槽は、場合により接触ばっ気槽内水を少量ずつ嫌気濾床槽へ移送し、水質の安定化をはかることができます。この装置を用いる場合は、次の手順に従ってください。

操作手順

- 1 . ばっ気が正常に行なわれていることを確認後、汚泥調整装置のスライド式のシャッターを全開の状態にスライドさせます。
- 2 . 次に、水位が赤い汚泥移送目安線と合致するように汚泥移送バルブ（白色）を約半回転します。
- 3 . 5人槽の場合に、シャッターを汚泥調整装置本体にある目安線の汚泥流入側（6～8人槽では中、10人槽では汚泥流出側）と合致するようにスライドします。



このようにすれば、汚泥移送量は下表の値になりますが、浄化槽流入水の量や設置条件によって多少変動しますので、必ず嫌気濾床槽第1室の汚泥移送管出口により移送量の測定を行い、所定の量になっているか確認してください。

常時返送を行わない場合は、空気逃がし弁を少し「開」にし、散気状態を確認しながら調整を行なってください。

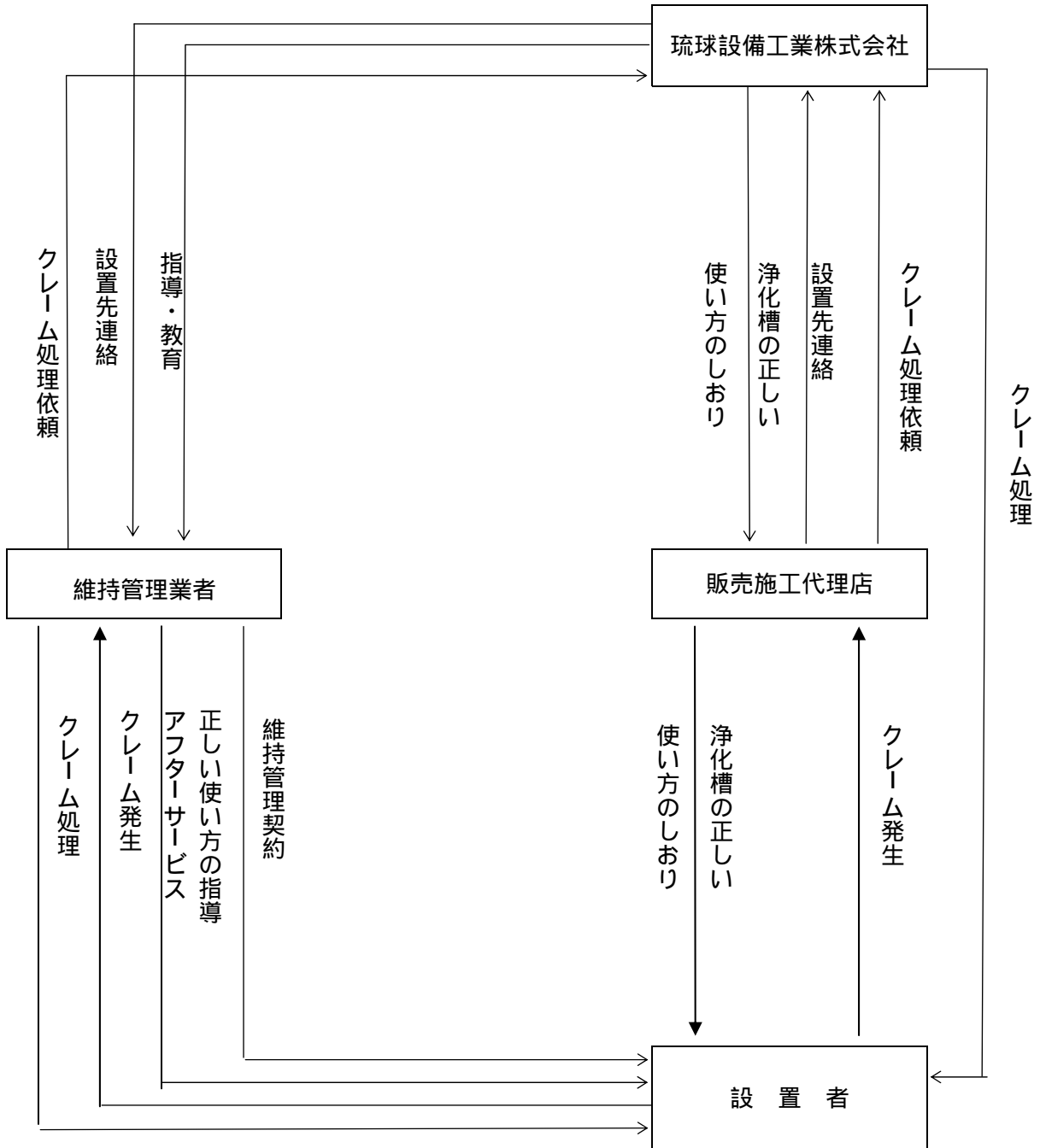
人槽別汚泥移送量の目安

処理対象人数	移送水量（ /分）
	2 Q ~ 4 Q
5人	1 . 4 ~ 2 . 8
7人	1 . 9 ~ 3 . 9
10人	2 . 8 ~ 5 . 6

操作上の注意

- 1 . 汚泥移送バルブを開けすぎると、ばっ気攪拌による接触ばっ気槽内の酸素の量が不足し、好気性生物処理がうまく行われなくなり処理機能に支障を生じることになります。開けすぎないように注意してください。
- 2 . 逆に汚泥移送バルブを少ししか開けない場合は、運転中にエアリフトポンプの揚水がストップし、常時返送が行なわれない場合があるので注意して下さい。
- 3 . 汚泥移送量が多すぎると、多量の酸素を含んだ移送水により嫌気濾床内の嫌気状態が保てなくなるため、悪臭の発生等正常な処理機能に支障を生じることになりますので、十分に注意して移送量を確認して下さい。

8 . クレーム等の処理体制



< 製品についてのお問合せ先 >

本 社 〒900-0103 沖縄県中頭郡西原町字小那覇 6 8 0 番地
098-945-3613 FAX 098-945-4467

琉球設備工業株式会社